

富士山の天然水バナジウムウォーター 1 ウェイ宅配システムウォーターサーバーレンタル約款

(※本行以降、ウォーターサーバー機器を総称して「W.S. 」と略記します。)

第 1 条(W.S. レンタル契約・利用開始について)

1 ベルウォーター(運営会社: シューワ株式会社 大阪府堺市中区陶器北 244-5 代表 矢野秀和)が運営する『富士山の天然水』バナジウムウォーター(以下、「天然水」という) ウェイ宅配システム(以下、「本サービス」という)のご利用は、ご契約者様が本約款にご同意頂き、「W.S. レンタル契約書」(以下、「本契約」という)によりお申込時下さい。ご契約者様の情報は、特約店にてコンピュータ管理システムに登録され、本サービスのご利用が開始されます。

第 2 条(登録データの作成)

1 ご契約者様は、本サービスのお申込時に、以下の各項目についてお届け下さい。
①ご契約者様のお名前(ご契約者様が法人様の場合には、ご担当者名も必ずご記入下さい。)、ご住所、ご連絡先、生年月日、ご契約者区分、初回お届け希望日②定期購入商品及び W.S. の種類③1 回あたりのお届けセット数④お届け日時(初回及び 2 回目以降)、定期購入お届けサイクル及びお届けご希望時間(※宅配業者によりご希望に添えない場合もございます。)
⑤お支払いクレジットカード情報へ、ご契約者様のクレジットカード番号・有効期限及び署名欄にご記入下さい。
2 前項で、お届け頂いた項目につきまして以下、「登録データ」と称します。

第 3 条(届出事項の変更)

1「登録データ」に変更が生じた場合、ご契約者様は速やかに特約店まで変更方法をご確認下さい。尚、W.S. 発送後、ご契約者様のご都合により、W.S. の変更を希望の場合、契約日から 6 ヶ月以内に限り変更する事が可能です。但し、変更にかかる費用の実費(指定業者による W.S. 回収費用及び送料)については、ご契約者様に負担頂きます。
2 ご契約者様は、本条第 1 項の定めにより、「登録データ」の変更申請を行う場合には、「登録データ」に記載されたお届け日時の 10 日前まで(以下、「届出期限」という)に行ってください。届出期限超過後の変更は、原則として出来ません。

第 4 条(商品の発注及び配送)

1 弊社は、本契約第 2 条の「登録データ」に従い、商品を定期的にご契約者様へ配送致します。
2「登録データ」以外の臨時のご注文は、受付時間【月～土 9:00～17:00】内に特約店までご連絡下さい。商品出荷は、受付日の翌営業日以降となります。
3 天然水は飲料品のため、原則として返品はお受けできません。

第 5 条(本サービスの利用料金等及び支払方法等)

1 ご契約者様は、本契約に記載のご利用料金をお支払い下さい。
2 弊社からの商品出荷をもって、ご利用料金が発生致します。
3 本サービスを本契約に記載されている料金により提供が可能なエリアは、本州、四国及び九州とさせて頂き、北海道及び沖縄県・離島等の一部地域については、さらに別途送料が必要となります。
4 ご契約者様のご登録クレジットカードが、ご契約者様のご都合で使用が出来ない状態の時は、別のクレジットカード情報で「登録データ」の変更手続き行って下さい。
5 ご利用料金のお支払期限は、クレジットカード会社が指定する締日に係る決済日とさせて頂き、
6 本条第 5 項に定める支払期限内に、ご利用料金をお支払い頂けない場合、ご契約者様は、既に出荷された商品に係る弊社が負担している費用につき、当該支払期日の翌日から年 14.6%の割合による遅延損害金をお支払頂きます。
7 第 3 条第 1 項の特約店へ事前に連絡することなく、ご契約者様のご都合で商品を受取拒否された場合、ご契約者様は、商品の代金のほか、商品の往復の配送料実費及び事務手数料 525 円(税込)をお支払い頂きます。

第 6 条(ご契約者様の遵守事項)

1 ご契約者様は本サービスのご利用にあたり、以下の各事項を遵守すること。
①天然水は、ボトルネックに記載の消費期限内に消費して下さい。②W.S. に付属の説明書に沿ってお取り扱い下さい。③W.S. に弊社のポトル以外を接続しないで下さい。④W.S. の所有権は弊社に帰属するものとし、第三者に対し、W.S. の転貸、譲渡、質入れ、転売、移転、占有、改造、廃棄等を行わないで下さい。⑤本項各号に定める事由のほか弊社が指定した禁止行為をしないで下さい。
2 ご契約者様が前項の遵守事項に反して W.S. をご使用になり W.S. が破損又は滅失、故障した場合、修復費や交換作業に係る全ての実費をご負担頂きます。尚、ご契約者様の責めに帰さない事由による故障等の場合は、弊社より交換用の W.S. をお送りしますので交換作業にご協力下さい。また、W.S. の交換時に処分する天然水の代わりとして、天然水 1 本を無料でご進呈します。

第 7 条(本サービスの休止及び解除)

1 ご契約者様が本サービスの一時的休止を希望する際は、届出期限までに特約店にご通知下さい。
2 ご契約者様のご都合により定期購入が停止され、1 ヶ月間に 1 回以上のご購入が無い場合は W.S. のレンタル料金とし 1 台当り 980 円(税込)をご負担下さい。
3 ご契約者様が次の何れかの事由に該当した場合、弊社は、本サービスの休止又は解除をすることができます。
①弊社又は特約店、取次店に虚偽の申告をした場合②ご利用料金等、ご契約者様が弊社に対して負う債務の支払いを遅延し、弊社が相当な期間を定めた上で支払い催告を行ったにもかかわらずお支払い頂けない場合③ご契約者様が配送された商品の受取りを拒否した場合④ご契約者様の信用状態が悪化し、本契約に基づくご利用料金のお支払いに懸念があると弊社が判断した場合⑤弊社又は特約店、取次店の名誉を毀損し、また権利を害した場合⑥他のご契約者様の迷惑となる行為があった場合⑦本サービスを 3 ヶ月間連続で休止した場合であって弊社がご契約者様のご利用意思がないと判断したとき⑧前各号の規定の他、本契約の義務に違反した場合⑨第 9 条第 1 項各号の事由が生じ、これにより弊社又は特約店、取次店が本サービスの提供ができない状態となり、その解消の見込みがない場合⑩本条第 3 項各号に準じる事由により、本契約を継続しがたい相当の事由があると認められる場合
4 前項各号の事由に該当し、弊社が本契約を解除した場合、ご契約者様は、本契約に基づいて発生した一切の残債務につき、当該解除時点において当然に期限の利

益を喪失し、直ちにその全額を支払わなければならない。

第 8 条(本契約の解約)

1 ご利用期間が 1 年未満で本契約を解約される場合は、W.S. 引取手数料として 1 台あたり別途 5,250 円(税込)をご負担頂きます。
2 当該起算日より 1 年以上ご利用頂いたご契約者様が本契約を解約される場合には、W.S. 引取手数料は弊社が負担致します。
3 本契約を解約される場合、解約事由の如何を問わず、ご契約者様は、本サービスのご利用期間中に生じた弊社に対する遅延損害金を含む残債務につき直ちにその全額を支払わなければならない。また、弊社の所有物である W.S. を速やかに返還して頂きます。万が一、ご契約者様が、弊社の返還請求に応じて頂けない場合、本契約の解約も成立せず、W.S. のレンタル料金を月額 1 台当り 980 円(税込)ご負担頂きます。尚、当該レンタル料金を支払期日までにお支払い頂けない場合は、支払期日の翌日から年 14.6%の割合による遅延損害金をお支払頂きます。
4 本契約第 6 条、本条第 4 項、第 9 条、第 10 条、第 14 条、第 15 条並びに第 16 条の規定は、本契約終了後も、弊社とご契約者様との間でその効力が存続するものとし、ます。

第 9 条(弊社の責任の範囲及び制限等)

1 弊社及び特約店、取次店が、以下の何れかの事由により本サービスを提供出来なかった時は、ご契約者様に対し、本サービスの履行及び損害賠償責任を免れます。
①ご契約者様又は第三者の責に帰する場合②天災・地震その他の不可抗力に起因する場合③予測困難な経済事情の著しい変動があった場合④法令の制定、変更及び廃止並びに監督官庁等による行政指導のあった場合⑤その他弊社の責に帰さない事情により、本サービスの提供が困難な場合
2 弊社の責に帰する事由によりご契約者様に損害が生じた場合であっても、賠償すべき損害は、通常の事情から直接生じる損害に限られるものとし、予見の可能性の有無を問わず、特別事情から生じる損害、逸失利益等は賠償の対象外とします。
3 前項の定めにより、弊社が責任を負う場合であっても、その範囲はご契約者様のご利用金額の 3 ヶ月相当分を上限とするものとします。但し、前各項の規定は、弊社が悪意又は重大過失のある場合には適用されないものとします。

第 10 条(個人情報の取扱)

1 弊社及び特約店、取次店は、ご契約者様の個人情報につき、個人情報保護に関する法律を始め、関連法令・弊社プライバシーポリシーに従い適正に取り扱います。
2 弊社及び特約店、取次店は、ご契約者様から取得した個人情報を、以下の目的のために必要な範囲で利用することがあります。
①商品のお届け、代金の請求・決済若しくはお問い合わせへの対応、緊急時のご連絡、又は、ご契約の維持・管理②各種キャンペーン等のご案内③マーケティング、販売促進④個人情報の問い合わせ対応
3 弊社は、ご契約者様の個人情報につき、法令に定める場合の他、ご契約者様のご同意なく第三者に提供することはありません。但し、弊社が本契約に関わる業務の一部を委託する特約店、取次店及び弊社の提供する商品やサービスの配送を委託する運送業者に対して委託業務に必要な範囲内で提供する場合を除きます。
4 詳しくは弊社 WEB サイト(<http://www.bellwater.co.jp>)でご確認下さい。

第 11 条(W.S. のメンテナンス)

1 品質確保を目的とし弊社指定業者によりご利用中の W.S. とメンテナンス済み W.S. を交換する有料作業(以下、「メンテナンス」という)を年 1 回行うことを推奨しております。2 年以上メンテナンスが行なわれていない W.S. は、品質を保証致しておりません。尚、メンテナンス時に処分する天然水の代わりとして、天然水 1 本を無料でご進呈します。

第 12 条(留意事項)

1 ご契約者様は、本サービスに関わる次の事項にご留意下さい。
①ご契約者様でお決めになる W.S. の設置場所は、水漏れに備え、次の点にご配慮下さい。(ア)床下暖房、高級絨毯、床下配線等がある場所への設置はしないで下さい。(イ)水漏れにより損害が生じない場所に設置して下さい。②弊社は、水漏れによる損害は一切の補償が出来ません。日常点検として日々水漏れチェックを必ず行って下さい。③天然水は、緑色の藻(モ)が発生することがあり、特に、直射日光の当たる場所では、発生が早くなります。天然水に藻が発生した場合には、次の通りご対応下さい。(ア)当該天然水は、飲まないで下さい。(イ)W.S. の故障の原因となりますので、使用せず特約店までお問い合わせ下さい。④天然水は、開封後、賞味期限内に係わらず 2 週間以内にお召し上がり下さい。

第 13 条(受領・承諾権限の付与)

1 弊社は、本契約における書面の受領に関する権限及び締結の権限を、特約店、取次店の本契約受領者に付与するものとし、本契約書は本契約受領者が受取った時点で契約が締結されたものとする。

第 14 条(法令遵守義務)

1 ご契約者様は、本サービス利用について、日本国の諸法令・諸規則を遵守するよう努めなければならないものとします。

第 15 条(誠実協議義務)

1 本契約に関連する事項について疑義が生じた場合には、弊社とご契約者様で相互に誠実に協議を行い、これを解決するものとします。

第 16 条(裁判管轄)

1 前条の規定に係らず本契約に関して争いが生じた場合には、大阪地方裁判所のみをもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

平成 23 年 07 月 23 日制定